

第8章

計画の推進

1 市民や地域、関係団体等との連携

本計画は、次代を担うこどもたちが心身ともに健やかに育つための適切な環境づくりを、家庭や行政だけではなく地域や社会全体の課題として捉え、その実現に向けて取り組んでいこうとするものです。

本計画を実行するためには、行政、家庭、地域、関係団体等がそれぞれの立場で、それぞれの特性に応じた役割を果たし、互いに協力・連携しながら、こどもや子育て中の家庭が健康で安全に安心して暮らすことができる地域社会づくりを目指すことが重要です。

そのためにも、市民をはじめ、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、PTA、社会福祉協議会、町会連合会(町内会)、民生委員・児童委員、主任児童委員、ボランティア団体、民間企業など多くの関係機関・団体と連携を図り、計画の推進を目指します。

2 庁内の推進体制

本計画は、児童福祉分野にとどまらず、保健、教育、都市計画、住宅、交通安全、防犯など分野が多岐にわたることから、庁内の関係部署との連携・強化を図ることが重要となります。

本計画を確実に推進するために、関係部署と各施策の実施について相互に連携・調整を図りながら、計画の全体的な進行を把握し継続的に取り組んでいくこととします。

3 計画の周知

本計画の推進にあたっては、行政はもとより、地域住民や関係団体などが一体となって取り組んでいく必要があります。

本計画をより実効性のあるものにするために、引き続き市のホームページや広報紙などによる情報発信を行うとともに、関係団体等とも連携しながらPR活動に努めます。